

ショートステイ府中みどり園

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

利用契約書

個人情報の取扱い

個人情報掲載にかかる同意書

重要事項説明書

「ショートステイ府中みどり園」を利用されるにあたり、利用者の方にとって重要な事項について、厚生労働省の運営基準に基づき、以下のとおり説明しますので、十分理解されますようお願いいたします。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人みどり会
事業者の所在地	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	柳瀬 昌央
電話番号	082-281-6700

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム府中みどり園
施設の所在地	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号
施設長名	小代 桜
電話番号	082-281-6700
FAX番号	082-281-6701

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
運営の方針	『ゆっくり いっしょに たのしく』をモットーに、利用者一人一人に即したサービスの提供ができるよう個別援助計画を作成し、利用者が安定した生活が送れるよう側面的援助を行う。

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		1403.97㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建て
	延べ床面積	2474.18㎡
	利用定員	10名

(2) 主な設備

◆3F

ほたるユニット（3F北側）

設備の種類	数	面積
共同生活室	1箇所	73.03㎡
洗面設備	3箇所	
便所	3箇所	
居室（個室）	10室	10.7㎡～12.0㎡
浴室	1箇所	あかね雲ユニットと共用
医務室	1箇所	あかね雲ユニットと共用

5 職員体制（2024年4月1日現在）

※特別養護老人ホームの人員を含んでいます。

【単位：名】

職種	常勤	非常勤	合計	備考
施設長	1	0	1	
副施設長	0	0	0	
医師	0	1	1	
介護支援専門員	2	0	2	1名は生活相談員と兼務
生活相談員	1	0	1	介護支援専門員と兼務
看護職員	1	3	4	3名は機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	0	3	3	看護職員と兼務
管理栄養士	1	0	1	
介護職員	22	2	24	1名は介護支援専門員と兼務

6 職員の勤務体制 ※基本的な勤務について記載しています。

職種	勤務体制
施設長	早出（7:00～16:00）、日勤（8:30～17:30）、遅出（10:30～19:30）、常勤で勤務
副施設長	日勤（8:30～17:30）、遅出（10:30～19:30）、常勤で勤務
医師	1週間に1度、金曜（9:30～11:30）で勤務
介護支援専門員	日勤（8:30～17:30）、遅出（10:30～19:30）、常勤で勤務
生活相談員	早出（7:00～16:00）、日勤（8:30～17:30）、遅出（10:30～19:30）、常勤で勤務
看護職員、機能訓練指導員	早出（7:00～16:00）、日勤（9:00～18:00）、遅出（11:00～20:00）で勤務 ※夜間に関しては、交代で連絡を取れる体制をとり、緊急時に備えます。
介護職員	早出（7:00～16:00）、日勤（9:00～18:00）、遅出（10:30～19:30）、夜勤（16:30～9:30）で勤務 ※夜勤帯は、原則として利用者最大10名を夜勤者1名でお世話します。建物全体では、特養・ショートステイの夜勤者が3名いるほか、グループホームに夜勤者が2名いますので、緊急時は連絡を取り合いながら対応します。
管理栄養士	早出（7:00～16:00）、日勤（8:30～17:30）、常勤で勤務
事務職員	早出（7:00～16:00）、日勤（8:30～17:30）、遅出（10:30～19:30）、常勤で勤務

7 通常の事業の実施地域

事業の実施地域は、安芸郡府中町、海田町、坂町、及び広島市東区、南区、中区、安芸区とする。

8 施設サービスの概要

<p>(1) 介護保険給付サービス食事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況と栄養に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・新鮮な食材を使った食事を提供します。 ・利用者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食べていただけるよう努めます。 <p>食事時間は、おおよそ</p> <p>朝食 7:30～9:30</p> <p>昼食 12:00～14:00</p> <p>夕食 18:00～20:00 とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事形態は常食、粗きざみ食、きざみ食、超きざみ食、ムース食となります。各食事形態に副食半量のハーフ食があります。ハーフ食のみ付加食品1個を付けることができます。 <p>※府中みどり園では、非常食の備蓄をしており、賞味期限が切れる前に消費するようにしています。通常の食事と一緒に非常食を食べて頂くことがあります、ご協力いただければと思います。</p>	<p>1日あたり原則として1,445円 ただし、所得により負担額の減免があります。</p>
<p>排泄</p>	<p>利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力排泄可能な方は、できるだけトイレまで誘導し、排泄できるよう努めます。 ・ポータブルトイレ等を居室で使用される場合には、プライバシーの保護に努めます。 ・オムツ使用の方は随時取り替え、不快感の軽減に努めます。 	<p>サービス費の負担割合相当</p>
<p>入浴</p>	<p>入浴を希望される方については、リラックスして入浴が行えるよう、入浴のアセスメントを行い、その状態に応じて、支援します。</p>	<p>同上</p>

離床、 着替え、整容、 シーツ交換、 寝具の消毒、 洗濯	寝たきり防止のため、毎日できる限り離床できるようお手伝い します。 利用者の生活のリズムを考えて、着替え、整容をお手伝いしま す。 シーツは、利用者が代わるたびに交換をします。長期に泊まら れる場合には、週1回以上交換をします。 必要に応じて寝具の消毒をします。 必要に応じて衣類等の洗濯をします。	同上
機能訓練	機能訓練実施に同意された方には、専任の機能訓練指導員が、 利用者の状態に合わせて機能訓練をします。	同上
健康管理	バイタルチェックを行うなど、健康管理に努めます。 体調の悪いときは、利用をお控えください。 ショートにて体調が悪くなった場合には、ご家族、介護支援専 門員、又は主治医に連絡をとらせていただき、適切に対応しま す。	同上
生活相談	当施設は、利用者及びその家族からの相談についても誠意を持 って応じ、常に心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ 必要な助言・支援を行うように努めます。 (相談窓口) 生活相談員 森田 昌英	同上
娯楽	教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を企画 します。 常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。	同上

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
理美容	近くの理容院が出張理容に来てくれます。	出張理容 3,300円
行事等	季節に応じて、花見等を計画し、実施します。 施設内の行事だけでなく、外出なども実施します。	当施設で企画された行事へ の参加は無料ですが、外出 等による経費については、 実費を頂きます。
預かり金	事業者が別に定める「預かり金等取扱規程」に基づ き、取り扱います。	原則、無料です。

日常生活費	歯ブラシ・歯磨き粉、タオル、石鹸など ただし、個人で持参される場合は徴収しません。	1日200円
-------	--	--------

9 利用料金

(1) 介護保険自己負担額、居住費、食事代

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた介護保険自己負担額、居住費、食事代の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は要介護度と所得によって異なります。＜負担区分＞も合わせてご参照ください。

◆短期入所生活介護（ユニット型個室）対象:要介護1～5

介護度	1回あたりの 単位数	1回あたりの負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704単位	743円	1,486円	2,229円
要介護2	772単位	815円	1,629円	2,444円
要介護3	847単位	894円	1,787円	2,681円
要介護4	918単位	969円	1,937円	2,906円
要介護5	987単位	1,042円	2,083円	3,124円

◆介護予防短期入所生活介護（ユニット型個室）対象:要支援1・2

介護度	1回あたりの 単位数	1回あたりの負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529単位	558円	1,116円	1,674円
要支援2	656単位	692円	1,384円	2,076円

◆居住費と食事代

所得によって異なります。＜負担区分＞も合わせてご参照ください。

負担区分	1日あたりの居住費 (令和6年7月31日まで)	1日あたりの居住費 (令和6年8月1日から)	1日あたりの食事代
第1段階	820円	880円	300円
第2段階	820円	880円	600円
第3段階①	1,310円	1,370円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,370円	1,300円
第4段階	2,006円	2,066円	1,445円

<負担区分>

	預貯金、有価証券等の 合計金額	合計所得金額と 税年金収入額の合計	市町民税等
第1段階			老齢福祉年金受給者、 生活保護受給者
第2段階	単身 650 万円、 夫婦 1650 万円以下	80 万円以下	非課税世帯
第3段階①	単身 550 万円、 夫婦 1550 万円以下	80 万円超 120 万円以下	非課税世帯
第3段階②	単身 500 万円、 夫婦 1500 万円以下	120 万円超	非課税世帯
第4段階			住民税課税世帯の方

※年金収入には非課税年金(遺族年金と障害年金)を含みます。遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金、準母子年金、遺児年金を含みます。

(2) 加算

通常、以下の加算が必要となります。

◆短期入所生活介護（ユニット型個室）対象:要介護1～5

項 目 (1回あたりの単位 数)	介護保険自己負担額 (1回あたりの負担額)			加算の要件等
	1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算（Ⅰ） (4単位)	5円	9円	13円	常勤の看護師を1名以上、配置している場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅱ） (8単位)	9円	17円	26円	看護職員を常勤換算で2名以上、配置しており、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
夜勤職員配置加算 (18単位)	19円	38円	57円	夜間及び深夜において、夜勤者を基準に定められた人数に1名以上上回って配置した場合に加算されます。

若年性認知症利用者 受入加算 (120単位)	127円	254円	380円	第2号被保険者で、要介護となった原因の疾病(特定疾病)が「初老期における認知症」である利用者に対して、個別の担当者を定めてサービスを提供した場合に加算されます。
送迎加算(片道) (184単位)	195円	389円	583円	施設からご自宅へ送迎にお伺いした場合に加算されます。
サービス提供体制 強化加算 (I)(22単位)	24円	47円	70円	介護福祉士の配置割合等、所定の基準を満たした場合に加算されます。
(II)(18単位)	19円	38円	57円	
(III)(6単位)	7円	13円	19円	
介護職員処遇改善加算 (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *短期入所生活介護8.3%				介護職員の処遇改善のための加算です。 ※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。
介護職員等特定処遇改善加算(I) (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *短期入所生活介護2.7%				介護職員等の更なる処遇改善のための加算です。 ※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *短期入所生活介護1.6%				介護職員等のベースアップ等支援のための加算です。 ※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。

<p>介護職員等処遇改善 加算</p> <p>(所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数)</p> <p>*短期入所生活介護 14.0%</p>				<p>介護職員の処遇改善のための加算です。</p> <p>※令和6年6月1日からとなります。</p>
--	--	--	--	--

◆介護予防短期入所生活介護（ユニット型個室）対象:要支援1・2

項目 (1回あたりの単位数)	介護保険自己負担額 (1回あたりの負担額)			加算の要件等
	1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者 受入加算 (120単位)	127円	254円	380円	第2号被保険者で、要介護となった原因の疾病（特定疾病）が「初老期における認知症」である利用者に対して、個別の担当者を定めてサービスを提供した場合に加算されます。
送迎加算(片道) (184単位)	195円	389円	583円	施設からご自宅へ送迎におうかがいした場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(22単位) (Ⅱ)(18単位) (Ⅲ)(各6単位)	24円 19円 7円	47円 38円 13円	70円 57円 19円	介護福祉士の配置割合等、所定の基準を満たした場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *介護予防短期入所生活介護8.3%				<p>介護職員の処遇改善のための加算です。</p> <p>※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。</p>
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)				介護職員等の更なる処遇改善のための加算です。

(所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *介護予防短期入所生活介護 2.7%				※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *介護予防短期入所生活介護 1.6 %				介護職員等のベースアップ等支援ための加算です。 ※令和6年5月31日までで令和6年6月1日から一本化されます。
介護職員等処遇改善加算 (所定単位数にサービス別加算率*を乗じた単位数) *短期入所生活介護 14.0%				介護職員の処遇改善のための加算です。 ※令和6年6月1日からとなります。

(3) その他の料金

必要な物品（おむつ、施設の福祉用具を除く）については、利用者の方の全額自己負担となります。

(4) 支払い方法

毎月中旬までに前月分の利用料を請求しますので、毎月27日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までにお支払いください。お支払い方法は、口座引き落としとなります。

口座引き落としに伴う諸手続きは代行しますが、手続きが完了するまでの間は、振り込みとなります。なお、振り込みの際の手数料については、利用者の負担となります。

(5) 食事キャンセルについて

食事キャンセル・追加の締切は前日午前9時までとなります。締切日時以降の食事キャンセルは料金が発生します。前日午前9時以降にキャンセルされた場合は、翌日分の食事代（キャンセル料）を請求します。（利用予定日前日に利用者もしくはご家族の都合で食事を中止する場合（体調不良・入院等も含む）であっても、締切り日時を過ぎた場合は食事代（キャンセル料）を請求します。但し、感染症など都合により徴収しない場合があります。）

10 利用開始、及び利用休止

(1) 利用開始

利用申込書に必要な事項をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

利用と同時に契約を結び、介護サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用休止

①利用者の都合で利用休止される場合

いつでもお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護サービスを終了します。

- 1) 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
- 2) 利用者が死亡した場合
- 3) 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所または入院した場合
- 4) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき
- 5) 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき
- 6) 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- 7) 利用者に関わる介護方針その他生活環境の重要な事項に関して、利用者、利用者の家族又は身元引受人と事業者が合意できないとき
- 8) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

11 苦情等申立先、及び申立手順

サービスに関する相談及び苦情については、下記の窓口までご連絡ください。

苦情受付窓口	生活相談員 森田 昌英・丸山淳子 受付時間 毎日 8:30～17:30 連絡方法 電話 082-281-6700 ご意見箱（玄関ホールに設置）
苦情解決責任者	施設長 小代 桜 受付時間 毎日 8:30～17:30 連絡方法 電話 082-281-6700
府中町 福祉保健部	受付時間 平日 8:30～17:15

高齢介護課	連絡方法 電話 082-286-3233
海田町 福祉保健部 長寿保険課 長寿保険係	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-823-9609
坂町 民生部 保険健康課 介護高齢者係	受付時間 平日 8:30~17:30 連絡方法 電話 082-820-1504
広島市安芸区 厚生部 健康長寿課 介護保険係	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-821-2823
広島市南区 厚生部 健康長寿課 介護保険係	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-250-4138
広島市東区 厚生部 健康長寿課 介護保険係	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-568-7732
広島県国民健康保険団体連合会 審査管理部 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-554-0783
介護保険ほっとライン	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 082-504-2652
*介護保険事業所・施設の指定、指導・監査 西部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係	受付時間 平日 8:30~17:15 連絡方法 電話 0829-32-1181 (代)

サービスに関する相談及び苦情については、次の手順に沿って対応します。

- ① 苦情があった場合には、担当者が相手方に連絡を取り、事情を把握するとともに、苦情関係者からも事情を確認します。
- ② 担当者が必要と判断した場合には、検討会議を行い、早急に具体的な対応を行います。検討会議を行わない場合でも、早急に具体的な対応を行います。
- ③ 苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てます。
- ④ 施設内研修、朝礼、打合せ時に確認を行い、苦情の未然防止に努めます。
- ⑤ 第三者委員を設置し、上記対応を報告します。

松田 稔 (町内会長) 282-9528

西村 典巳 (監事・司法書士) 221-1917

1.2 非常災害や事故時の対策

非常時の対応	別途定める「府中みどり園 消防計画」等に従って対応します。
協力体制	消防署との間に専用の火災通報装置を設置しています。
消防訓練	別途定める「府中みどり園 消防計画」等に従い実施します。

防災設備	消火器、補助散水栓、スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯があり、カーテン類は防災のものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日 平成23年3月7日 防火管理者 森田 昌英
事故時の対応	事故が発生した場合は、速やかに身元引受人に連絡するとともに、関係機関（医療機関、府中町、広島県、警察、消防等）に連絡を取ります。 また、当園において、できるだけの応急処置を行います。 事故の内容によっては、緊急連絡体制に基づいた対応をします。また事故の未然防止を図るためにヒヤリハット報告書や処理結果を記載した事故報告書等を整備しています。
損害保険の加入	賠償すべき事故が発生した場合には、加入している保険から損害賠償を速やかに行います。 加入している保険 あいおい損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

1.3 身体拘束

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ご家族が希望される場合も同様です。

また、緊急やむを得ない場合においても、その理由・方法等を記載した文書にて説明を行い、ご家族の同意を得ます。さらに定期的にケース会議を行い、早期に身体拘束の解除に努めます。

1.4 虐待防止

利用者の人権擁護のため、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止の指針を整備して見直しをします。
- (3) 従業者に対し、虐待防止の研修を定期的に実施します。
- (4) 上記に関して、これを実施するための担当者を置きます。

1.5 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるように、業務の継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)実施に取り組みます。

1.5 協力医療機関

医療機関の名称	マツダ病院
---------	-------

院長名	田村 徹
所在地	〒735-8585 広島県安芸郡府中町青崎南2-15
電話番号	082-565-5000 (代表)
診療科	循環器科／消化器科／呼吸器科／糖尿病内科／内科／精神科・心療内科／小児科／外科／脳神経外科・脳血管内治療科／整形外科／皮膚科／泌尿器科／眼科／耳鼻咽喉科／歯科・口腔外科／麻酔科／リハビリテーション科／画像診断科／健診科
入院設備	300床
契約の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態が異常であると認めた時は通院し、これに対し、出来る限り、夜間、休日の診察も含め適切な診察にあたる。 ・入居者に病状の急変があった場合、それに対応できるよう、出来る限り、病床の確保に努める。

医療機関の名称	ほーむけあクリニック
院長名	横林 賢一
所在地	〒730-0048 広島市中区竹屋町8-8
電話番号	082-262-1170 (代表)
診療科	内科／小児科／皮膚科
入院設備	12床
契約の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態が異常であると認めた時は通院し、これに対し、出来る限り、夜間、休日の診察も含め適切な診察にあたる。 ・入居者に病状の急変があった場合、それに対応できるよう、出来る限り、病床の確保に努める。

16 当施設をご利用の際に留意いただく事項

利用予定の変更の連絡	<p>利用者及びご家族の都合により、利用予定を変更することができます。</p> <p>利用休止により、食事キャンセル料が発生する場合があります。なるべく前日前までにご連絡ください。</p> <p>(P11.9(5)食事キャンセルについての項をご確認下さい)</p> <p>※事前に介護支援専門員とご相談ください。</p>
相談等の窓口	本契約に関する事、その他処遇に関する相談は、生活相談員が対応しますので、お気軽にお申し付けください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室、設備、及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償して

	いただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。ライター、マッチ等は安全上、施設で預らせていただきます。 飲酒については、医師が健康上問題ないと認めた場合には可能ですが、飲酒量の把握のため、酒類は施設で預らせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。 面会の際に連れて入られる場合には、事前に生活相談員にご相談ください。
医療機関へ救急搬送された場合の対応等	利用者が救急搬送された場合には、身元引受人に連絡しますので、速やかに病院に来ていただくなど、対応をお願いします。身元引受人が遠方にいるなどすぐに対応できない事情がある場合は、一時的に施設において対応を行う場合もありますが、後日必ず対応をお願いします。
居室の移動	全室個室ですが、ご本人のその後の状態により、相談の上、居室を移っていただく場合があります。
貴重品などの管理	使い慣れたものやお気に入りのものがあればお持ちいただいても結構です。 ただし、貴重品や壊れやすいものは、紛失や破損の恐れもあり、管理できかねますのでお控えください。

1 7 身元引受人（連帯保証人）

- 1 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、入居者と連帯して履行する責任を負います。

以上

「ショートステイ府中みどり園」利用契約書

_____ (以下「利用者」といいます) と、 社 会 福 祉 法 人
み ど り 会 (以下「事業者」といいます) は、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
について、下記のとおり利用契約 (以下「契約」といいます) を締結します。

第1条 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の目的)

事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条 (被保険者)

- 1 利用者の契約日時点における要介護状態区分は _____ です。
- 2 利用者の要介護認定の有効期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

(意見の記載のない場合は、斜線を引く)

- 4 利用者と事業者は、この契約が更新される毎に、更新時点での利用者の要介護状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査意見を確認します。

第3条 (当施設の概要)

当施設は、介護保険法令に基づき、広島県知事の指定を受けた短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の事業者です。

当施設は、「ショートステイ府中みどり園」と称し、施設概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間と更新)

- 1 この利用契約の契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日とします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 本契約は、契約満了日の1ヶ月以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申出がない場合には、要介護認定有効期間に準じ自動更新されます。

第5条 (短期入所生活介護計画 (以下「介護計画」という。) の作成)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、利用者及びその家族に対し、その計画の内容を説明します。

第6条（介護サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成される介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、サービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。なお、各種サービス内容の詳細は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 利用者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
 - ① 施設サービス計画の作成
 - ② 入浴、排泄、食事等の介護
 - ③ 日常生活上の世話（着替え、洗濯、シーツ交換、健康管理など）
 - ④ 相談及び援助
 - ⑤ 機能訓練
- 3 利用者は、介護保険付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。

（介護保険対象外サービスの利用には別途料金がかかります。）

 - ① 居室の提供
 - ② 食事の提供
食事形態については重要事項説明書に記載している当園の定めるものとします。これ以外の食事形態については対応が難しい場合があります。
 - ③ 理美容（外部の出張理容等を利用した場合等）
 - ④ 行事にかかる費用
 - ⑤ 特別な洗濯（家庭用洗濯機では洗濯できない場合のクリーニング代等）
- 4 事業者は、本条の各種サービスの提供に当たり、利用者及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。
- 5 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。
- 6 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努め、その利用者

の利用状況等を把握するようにします。

第7条（計画作成までのサービス）

事業者は利用者に対し、本契約締結後第5条の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

第8条（居室の利用）

利用者が利用する居室の定員は、1名です。

第9条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第10条（金銭及び貴重品の管理）

- 1 利用者は、事業者が別に定める「預かり金等取扱規程」に基づき、日常生活上の金銭及び貴重品の管理を事業者に委託することができます。
- 2 利用者が前項の委託を行う場合には、「預かり金等取扱規程」の定めるところに従い、利用者は、事業者との委託契約を取り交わします。

第11条（利用料の支払い）

- 1 利用者は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス、並びに各種介護保険給付外サービスについて、「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護保険給付サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村より支払いを受けます。（以下法定代理受領サービスという。）
- 3 事業者は、利用者に対し、毎月中旬までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 利用者は事業者に対し、事業者の請求する利用料等を、事業者が指定する方法により翌月27日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに支払います。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象と対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第12条（保険給付の請求のための証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条（介護サービスの記録）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を完了日から2年間保存します。
- 2 利用者またはその家族は事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、事業者は利用者または利用者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

第14条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者が第15条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第16条に基づき解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院した場合

第15条（利用者の契約解除）

利用者は事業者に対し、いつでも2週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

第16条（事業者の契約解除）

事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、2週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ④ 利用者に関わる介護方針その他生活環境の重要な事項に関して、利用者、利用者の家族、又は身元引受人と事業者が合意できないとき
- ⑤ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第17条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、介護サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者にもその損害を賠償します。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備え、あいおい損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。
- 3 利用者の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者が負担します。

第18条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、連絡調整します。
- 2 事業者は、利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。その際は、ご家族に引き継ぐまでの援助をします。
- 3 事業者は、介護サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」に記載の施設と連携・支援体制をとっています。

第19条（身元引受人（連帯保証人））

- 1 事業者は利用者に対し、身元引受人（連帯保証人）を求めます。
- 2 身元引受人（連帯保証人）は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、入居者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人（連帯保証人）は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること
 - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
 - ③利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理、その他の必要な措置をなすこと

第20条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。

- 3 利用者、利用者の家族及び身元引受人は事業者がサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに同意します。

第21条（苦情処理）

- 1 利用者、利用者の家族又は身元引受人は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載の苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 利用者、利用者の家族又は身元引受人は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 事業者は、利用者、利用者の家族又は身元引受人が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もしません。

第22条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、広島地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者、利用者の身元引受人及び事業者は予め合意します。

第23条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、入居者、利用者の身元引受人及び事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

年 月 日

「重要事項説明書」に基づき重要事項について説明し、「利用契約書」に基づき契約を締結します。

事業者 所在地 広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号
事業者名 社会福祉法人 みどり会
代表者名 理事長 柳瀬 昌央 印

説明者名 _____ 印

「重要事項説明書」に基づき重要事項について説明を受け、「利用契約書」に基づき契約を締結します。

また、日常生活費については

(徴収に了承します ・ 個人で持参します)

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 (連帯保証人) 住所 _____

氏名 _____ 印

個人情報の取扱い

私（利用者、利用者の家族及び身元引受人）の個人情報について、社会福祉法人みどり会が下記に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- ・当法人が提供する介護サービス、及び介護サービスに係る事務
- ・当法人内で行う勉強会資料（ケース会議で行う事例検討等）
- ・当法人がサービスを提供する上で必要となる関係機関（行政、病院、他の介護事業者、第三者評価機関）への情報提供
- ・当法人において行われる学生等の実習への協力
- ・第三者評価機関、事務委託会社、損害保険会社への情報提供

2. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、関係者以外に漏えいすることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印

身元引受人（連帯保証人） 住所 _____
氏名 _____ 印

家族 住所 _____
氏名 _____ 印

個人情報掲載にかかる同意書

私は、社会福祉法人みどり会が下記1に定めた方法により、下記2に定めのある私の個人情報が掲載されることに、

(同意します ・ 同意しません)

尚、同意した場合においても、掲載された内容に意見、異議がある場合には、掲載を差し止めることがあります。

記

1. 掲載方法

- ・当法人ホームページ
- ・当法人広報誌
- ・当法人パンフレット
- ・当法人関係紙 等

2. 掲載情報

- ・姓名、生年月日、年齢の記載
- ・顔写真（グループ写真を中心に掲載）
- ・作品の紹介 等

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人（連帯保証人） 住所 _____

氏名 _____ 印

※個人情報の掲載の度ごとに同意の意志を確認させていただきます。

